

(仮称)まちづくり基本条例原案(12月24日時点)

条 文	
前 文	
<p>私たちは、このまちに住み、歴史を学び、明日を語り、夢をはぐくみ続けてきた。みんながしあわせに暮らし続けられる三次になったらいいなと。</p> <p>いろいろな人といろんなところで、えっと話を聞いたり、話しおうた。そしたら、これからの時代におうた、まちづくりの仕組みがほしゅうなった。みんなも同じ気持ちじゃった。へえで、こんなきまりごとをこしらえてみた。</p> <p>このきまりは、みんながまちづくりをしていく、そのみちしるべとなるものです。</p>	
第1章 総 則	
(目的)	
第1条	このきまりは、市民と市議会及び市がお互いに理解を深め、信頼しあう関係をつくり、協働して取り組むまちづくりの考え方と仕組みを定め、自治を実現していくことをめざしています。
(用語の定義)	
第2条	このきまりにでてくる言葉の意味は次のとおりです。
(1) 市民	次のいずれかにあてはまるものをいいます。 ア 市内に住所がある人又は住んでいる人 イ 市内に働いている人又は学んでいる人 ウ 市内の地域の人たちで作られた住民自治組織 エ 市内に住所がある法人又はその他まちづくり活動団体
(2) 市	市の執行機関をいいます。
(3) 協働	市民と市議会及び市が、自分たちの役割と義務や責任を自覚し、お互いに信頼しあい、対等な立場で協力し、補いあうことをいいます。
(4) まちづくり	人々が暮らしの中でより良い生活をつくっていくことです。
(5) 参加	市が考える方針や事業の計画を立てるところから、実施、評価の各段階に主体的に加わり、意志決定にかかわることをいいます。
(6) 自治	市民が主体的に地域をより良くすることを考え、実際に行動することをいいます。
(条例の位置付け)	
第3条	このきまりは、まちづくりについて、市民と市議会及び市が共に尊重していく最高の約束です。
2	市は、他のきまりや制度をつくったり、改めたり、廃止するときには、このきまりを基に行わなくてはなりません。
第2章 まちづくりの基本理念	
(理念)	
第4条	まちづくりは、市民のしあわせをめざして進めるものです。

第3章 まちづくりの基本原則

(基本原則)

第5条 まちづくりは、市民と市議会及び市が協働して進め、市民がその成果を受けるものでなくてはなりません。

(まちづくりの目標)

第6条 市民と市議会及び市は、次の目標にむけて、まちづくりを行います。

- (1) とともに認めあい、支えあう、温かみと安心感が漂うまちづくり
- (2) 自然と環境との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり
- (3) 次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
- (4) 歴史と伝統を継承し、学ぶ喜びをもてるまちづくり
- (5) 地域活動が活発でにぎわいと活力に満ちたまちづくり
- (6) 多様な仕事を興し、地域産業に活力を与え、働く喜びをもてるまちづくり

2 市民と市議会及び市は、まちづくりのために行動する市民を育み、多くの市民が共感できるように努めなければなりません。

第4章 参加と協働

(参加)

第7条 市民は、まちづくりの主役として、まちづくりに参加する権利をもちます。

2 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として不利益な扱いを受けません。

(協働)

第8条 市民と市議会及び市は、それぞれの役割と義務や責任に基づき、目的と情報を共有し、連携してまちづくりに取り組むこととします。

第5章 情報公開と共有

(情報共有の原則)

第9条 市民と市議会及び市は、市民のしあわせを実現するために情報を共有することとします。

2 市民は、まちづくりに参加するために市議会と市がもっている情報について、知る権利と取得する権利をもちます。

3 市民と市議会及び市は、個人の権利と利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めなければなりません。

(情報の提供)

第10条 市民と市議会及び市は、まちづくりについての情報は、みんなの共通財産という認識に立ち、速やかに、分かりやすく情報の提供に努めなくてはなりません。

2 市民と市議会及び市は、まちづくりについての情報を集め、整理保存に努めなければなりません。

第6章 市民の権利と責務

第1節 市民の権利

(まちづくりに参加する権利)

第11条 市民は、それぞれの立場から平等にまちづくりに参加する権利をもちます。

2 満20才未満の青少年及び子どもはそれぞれの年齢に応じてまちづくりに参加する

<p>権利をもちます。</p> <p>(市政へ参加する権利)</p> <p>第 1 2 条 市民は，市の考える方針や事業の計画を立てるところから，実施，評価の各段階において参加する権利をもちます。</p>
<p>第 2 節 市民の責務</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第 1 3 条 市民は，社会全体の利益を考え，まちづくりにおいて自らの発言と行動に責任をもたなければなりません。</p> <p>2 市民は，自ら解決できる問題は自ら解決するように努めなければなりません。</p> <p>3 市民は，地域を守り育てていくため，お互いに助け合わなくてはなりません。</p> <p>4 市民は，地域のまちづくりを担う人材を地域全体で育てなくてはなりません。</p> <p>5 市民は，世代を超えて，引き継いでいけるまちづくりに努めなければなりません。</p>
<p>第 3 節 地域自治活動</p> <p>(地域自治活動)</p> <p>第 1 4 条 地域自治活動とは，市民一人ひとりのしあわせをめざしさまざまな形や思い，考えで作られた組織及び集団等の自主的な活動をいいます。</p> <p>(地域自治活動の役割)</p> <p>第 1 5 条 地域自治活動は，このきまりに基づいて，広く市民の理解を得るよう努めなければなりません。</p> <p>2 地域自治活動は，地域の人やいろいろなものを活かし，個性的で主体的な活動に努めるものとします。</p>
<p>第 4 節 事業者</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第 1 6 条 事業者は，市民の一員としての責任を自覚し，このきまりに基づき，協働のまちづくりをするよう努めなければなりません。</p>
<p>第 7 章 市議会の役割と責務</p> <p>(市議会の役割)</p> <p>第 1 7 条 市議会は，住民の代表として選ばれた議員で構成され，市の未来を決める場所であり，私たちの思いや気持ちが正しく反映されるようにしなければなりません。</p> <p>2 市議会は，市政が適切に運営されているか調査・監視することや，市の方針やそれを実現するための方法について，話し合い，そのために必要な仕組みをつくるように努めなくてはなりません。</p> <p>(情報公開と共有)</p> <p>第 1 8 条 市議会は，市議会のもつ情報を積極的に提供し，決定の経過や内容を適切にわかりやすく説明するように努めなくてはなりません。</p> <p>2 市議会は，原則として会議を公開し，仕組みをつくる過程から市民と情報を共有することにより，開かれた市議会の運営に努めなければなりません。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第 1 9 条 議員は，市民のしあわせをめざし，公正で誠実に仕事を行い，常にまちづく</p>

りの検討や調査に努めなくてはなりません。

2 議員は、広く市民との対話や活動を行い、まちづくりの推進に努めなければなりません。

第8章 市の役割と責務

第1節 市長の責務

(市長の責務)

第20条 市長は、私たちの思いを受け止め、市民のしあわせをめざし、公正で誠実に市政を行わなければなりません。

2 市長は、効率的に組織を運営し、市民の信頼と期待に応える職員の育成に努めなければなりません。

第2節 市の役割と責務

(市の基本的責務)

第21条 市は、地方自治の考え方とこのきまりに基づき、協働してまちづくりを進めるため、必要な制度と事業を計画的に行い、市民がしあわせを実感できるよう公正で誠実な市政の運営を行わなければなりません。

(市民参加の推進)

第22条 市は、まちづくりの活動と事業の計画を立てるところから、実施、評価の各段階で、市民が幅広く参加できる多様な機会の確保に努めなければなりません。

2 市は、市民がまちづくりについて関心をもち、理解を深めることができるよう広報・公聴に努めなければなりません。

(情報公開及び説明責任)

第23条 市は、まちづくりの活動と事業の計画を立てるところから、実施、評価の各段階で、速やかに情報を公開し、市民に理解されるよう説明に努めなければなりません。

(市民及び地域自治活動の支援)

第24条 市は、地域の課題を解決するための活動に取り組む組織及び集団等が、自ら活動できるように人的・財政的支援等を行うことができます。

第3節 職員の責務

(職員の心構え)

第25条 職員は、このきまりを自覚し、常に公正で誠実、そして能率的に職務を行わなければなりません。

(市民との協働)

第26条 職員は、市民と協働し、まちづくりに積極的に取り組み、まちづくりの推進役として、十分に能力を発揮し、市民がお互いに連携できるよう努めなければなりません。

第4節 行政評価

(行政評価)

第27条 市は、効率的で効果的に市政を運営するため、行政評価を行わなければなりません。

2 市は、評価した結果を分かりやすく市民に公表し、まちづくりに活かさなければなりません。

第5節 住民投票

(住民投票)

第28条 市は、住民の暮らしにかかわる重要なことについて、直接住民の意思を確認するため住民投票の制度を設けることができます。

第9章 連携

(連携)

第29条 市は、共通する課題を解決するため、他の自治体、国及びその他の機関と互いに連携し協力するよう努めなくてはなりません。

2 市民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取り組みを通して、さまざまな人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めなくてはなりません。

第10章 条例の検討及び見直し

(検討及び見直し)

第30条 市は、このきまりができた後、4年を越えない期間ごとに、このきまりがまちづくりにふさわしいものであるか、市民の参加を得て、検討し、必要に応じて見直しを行わなければなりません。